

2018年4月9日

高校Ⅱ・Ⅲ年保護者 各位

明治大学附属明治高等学校
校長 安藏 伸治

平成30年度高等学校等就学支援金に係る申請書の提出について（お知らせ）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたびは、高等学校等就学支援金制度についてご案内申し上げます。この制度は私立高等学校等に通う生徒に授業料の一部に充てる費用として、「高等学校等就学支援金」を学校が代理受領し、家庭の教育費負担を軽減するものです。そのため、本校が生徒各人の申請を取りまとめ、東京都に申請を行うこととなります。

つきましては、本制度に係る本校における手続きは、下記のとおり取り扱うこととしますので、**支給対象世帯（者）で新規申請する場合は、申請書を期限までに提出してください。**

なお、本制度に係る事務処理上、本校が所有する生徒に関するデータを東京都私学部私学振興課へ提出することを御承知おきくださるようお願いいたします。

記

1 申請書の提出

(1) 提出書類 **A 受給資格認定申請書Ⅰ**（事務室窓口で配布します）

※1 記入日、生徒の氏名、ふりがな、生年月日、住所、保護者等の連絡先欄のみ記入し、点線部分で切り取ってから提出してください。

※2 **昨年申請し支給されている世帯は、新規申請をする必要はありません。6月上旬頃、継続者用の書類を配付します。**

(2) 提出期限 **4月16日（月）16時00分厳守**

(3) 提出先 **事務室窓口**

2 就学支援金支給対象世帯（者）

裏面の「平成30年度 高等学校等就学支援金 申請手続きのお知らせ（新入生用）」を参照してください。（詳細なリーフレットは事務室にあります（2、3年生で初めて4月から就学支援金の受給を希望する人は「新入生用」のリーフレットを配布いたします）。本校HPにも掲載します。）

3 就学支援金の充当方法

11月頃（予定）、申請した方に、学校より高等学校等就学支援金受給資格等通知を配付し、受給資格の認定を受けた方を対象に、明治大学からの振込により還付いたします。その際に配付する高等学校就学支援金還付申請書を事務室に提出してください。

4 今後の手続及び提出書類

(1) 「A 受給資格認定申請書Ⅰ」を提出した方に、6月上旬頃、文書で今後の手続及び提出書類の詳細についてお知らせいたします。

(2) 今後の提出書類

- ・「B 受給資格認定申請書Ⅱ」, 「C 収入状況届出書Ⅰ」, 「D 収入状況届出書Ⅱ」
- ・課税証明書（平成29・30年度分）

以上

問合せ先

明治大学附属明治高等学校・中学校 事務室

電話 042-444-9102 FAX 042-498-7800

取扱時間 平日 8:30~11:30 / 12:30~16:00

土曜日 8:30~12:00 ※日曜・祝祭日は事務取扱を行いません。